

## ポスター賞表彰規程細則

(ポスター賞選考委員会の構成)

第1条 企画担当副会長は企画委員と編集委員の中から選考委員を選任し、選任された委員によりポスター賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を組織する。ただし、審査に必要な委員数を確保できない場合は、理事から委員を必要人数選任する。企画担当副会長が選考委員会の委員長を務める。

(選考基準)

第2条 選考委員会は、次の項目を選考の基準として審査を行う。

- (1) 近年中にまとまった調査または分析であり、着眼点がよく、その獨創性、萌芽性、将来性のある優れた発表。
- (2) 聴衆にわかりやすく理解されやすい発表。

(審査方法)

第3条 ポスターを内容にしたがって複数グループに分け、グループごとに委員3～4人をもって審査にあたる。事前に審査時間割を作成し、報告者に通知する。審査は10分程度で行い、うち7分を報告者による説明、3分を質疑にあてる。ただし、ポスター報告件数によっては、審査時間の調整を行うことがある。

2. 所定の採点表にしたがって各委員が割り当てられた会場の全ポスターを採点し、その単純平均を得点とする。一次審査では「ポスターのわかりやすさ」「発表の明快さ」「研究内容の意義・達成度」について、それぞれを5点満点、合計15点満点で採点し、選考委員会委員長に提出する。

3. 一次審査の得点にしたがって順位を付け、上位5～6件を二次審査候補として選考する。この二次候補について、委員全員で協議し、若干名を授賞候補者として選考し、会長の承認を経て受賞者を決定する。なお、二次審査では報告者のスピーチ及び報告者との質疑は行わない。

(改正)

第4条 この細則の改正は理事会で決定する。

附則

この細則は2005年7月16日から施行する。

附則

この細則は 2013 年 3 月 28 日から施行する。

附則

この細則は 2016 年 3 月 28 日から施行する。